

# 部落解放と広島部落解放研究所の今日的課題

小 森 龍 邦

はしがき

広島部落解放研究所が設立されるとき、私は部落解放同盟広島県連の委員長であった。祝辞であったか講演であったか、研究所の発足にあたって、私なりの見解を述べた記憶がある。運動を大洋を航海する船にたとえれば、研究所は羅針盤に相当すると言った。

つまり部落完全解放のための実践を、その羅針盤によって過ちなきを期すように、理論的にサポートする役割を研究所に期待したのである。運動とピタリと歩調を合わせていけば、その理論が正當かどうか常に、運動が成功しているか失敗しているかを、検証することができ

る。そういう意味で運動と兄弟的立場を保持する研究所というものは幸せであると言わねばならない。理論が空理空論に墮しているかどうかの答えがすぐに明瞭になるか

らである。

ものごとの変革とか建設とかにかかわって、とりくんだ結果が、当初の予想に反して失敗したとなれば、その理論にあやまちがあったか、運動の方法論にあやまちがあったかいずれかであろう。そうなれば、運動の方法論にも「論」なる文字が付いているように運動のすすめ方における理論ということが問題になるわけで、いずれにしても、理論のもつ意義は重大である。

めまぐるしい時期においては特に理論研究は運動の正否をかけて、必須の要件であることを認識しておかねばならない。

部落解放運動の昂揚期には一九六〇年代から七〇年代にかけて、「同対審査申」完全実施要求をかかげて闘った。運動は少なくとも広島県においては、理論づいてい

たという状況であった。あれから紆余曲折をたどって、いまは中央本部の方針

のあやまちによって、総保守化体制にとり込まれている。「一般行政への円滑な移行」を承認してしまったというのがそれであり、人権擁護推進審議会の議論に期待して早く「中間のまとめ」を出させようと要求している状況である。

「運動は理論の水準以上のことはできない」とはよく言ったものである。総保守化が部落解放に逆行するものであることは、少しまじめに考えたら、すぐにわかるというものである。それにもかかわらず、「一般行政への円滑な移行」を承認しつつ、「基本法制定」のスローガンをかざしているのは、もし欺瞞でなければ、まさに、「理論の水準以上」のことはできないという戒めの通りと言うべきであろう。

こんな不幸せな状況が、水平社以来の部落解放運動にのしかかってこようとは、想像もしていなかった。しかし、現実の事実として認めざるをえない。だからこそ、解放理論の充実と創造のために頑張らねばならないのである。

### 欺瞞的事実のポイント

当面われわれの研究活動にとって大事なことは、いま

の運動がどのような欺瞞的な論理展開をしているかを整理することである。

第一番目にとり上げなければならないことは、九六年地対協「意見具申」を「第二の同対審」と評価したことである。「一般行政への円滑な移行」と言っても、直ちに同和対策を打ち切るというわけではない。どこまでも「同対審」の精神に沿って行くべきものであるとリップサービスの文言があることに、うまくごまかされたわけである。

この点を指摘する広島県連に対して、欺瞞を貫こうとするものの言い分は、「かつて共産党が同対審答申毒まんじゅう論を唱えたあやまち」と同じだと指摘するのである。

われわれは「毒まんじゅう」のように、表面だけはいかにもおおいしそうな装いをしているとの評価もしていない。

表面も、その中味も、決して部落解放に役立つようなものでないと言っているのである。何でもかんでも、「共産党と同じ」との烙印を押せば、撃退できると考える理論の浅薄さを暴露したものと云わざるをえない。

第二番目には、この地対協「意見具申」が八六年の「意見具申」とちがって、いよいよ本格的に理論的ごまかし

を盛りこんでいるということである。ここでは、「実態的差別と心理的差別の相互因果関係」という哲学的水準における論理を、ばらばらにして相関性を断ち切ろうとしていることにある。

「実態的差別」はそのほとんど全部が解消したとし、あとは教育啓発の問題だけであるという論理を臆面もなく押し出しているということである。これなら政府は同和対策にあまり金をかけなくても済むし、究極のところは、差別の実態を温存することによって、必然的に人びとの差別意識を長らえさせることができる。「上みて暮すな、下みて暮せ」の分裂支配の政策は、人びとに見破られることなく継続することがいま支配階級のねらっているところである。

第三番目の問題というのは、かかる社会意識を温存するとしても、政府の不まじめを見抜かれるようなことがあっては、逆効果だと計算し、その不まじめさを見破られないように、教育啓発の問題に対して、「同和教育という手法から人権教育へのコースでなく、人権教育から同和教育へのコース」という方法論の転換を提唱している。

「真理は常に具体的である」とは有名なヘーゲルの言葉であるが、ものごとを抽象化し、具体的な問題を人権

一般論に薄めて、何一つ解決出来ないようにしようというのが彼らのねらいである。部落解放同盟中央本部は多少の懸念を示しながらも、大枠においては乗せられているというのが現状である。

第四番目には、そのことを徹底的にすすめようとしているのが、人権擁護推進審議会が一九九九年の春頃「ま」とめ」を出そうとしている教育啓発にかかわる方針（理論）なのである。この「ま」とめ」なるものこそ、かつて水平社運動の以前から、わが国に横行していた「部落責任論」なるものである。「同対審」は、この問題の解決を「国の責務」「国民的課題」だとした。しかし、人権擁護施策推進法では、「国民相互の理解」だと規定し、「国の責務」なる概念も、国民的ひろがりを持った「課題」からも、遠ざけてしまい、究極は被差別部落民が国民全体に対して理解を求める取り組みとしてしまっただということである。「被差別部落が差別されるには差別される理由とか根拠があったこと」と、その責任をなすりつけようとしているのである。

第五番目の問題は、こうして、第一義的には「部落責任論」をふりかざし、かえす刃でやはり、部落差別が存在しつづけるのは、多くの国民の差別観念によるものであり、「国の責務」の免罪を「一億総ざん悔」といった

ところに付録として持込もうとしていたことである。これに相槌を打っているのが運動内部の一部にある「差別は観念なり」という主張である。支配者の立場はこれと言ってくれば「しめたもの」と考えるであろう。

運動の相槌組は、「観念なり」と言っただけではおさまらないと見えて、封建時代、被差別部落民の生活は貧しいものではなかったと、一部の例外を提示して、差別は実態的に低位な生活水準に押しとどめられていたことによるとする従来からの歴史認識をごくごく否定していることである。

総保守化体制というのは、かつての大政翼賛会の時代もそうであったように、支配階級に都合の良いような論理が、被抑圧者の間から提唱されるといふところに特長がある。自己疎外がかくも進行するといふ体制が、総保守化体制と言われるものである。

こまかく、列挙すればさらに項目をあげていくことは出来るであろう。だがそれに対応する紙幅が用意されていない。これから可能なかぎり部落解放研究所が、これらの諸点に対して、いかなる理論を構築して、それを撃破し、全国の運動に正しい論理を情報として広げていくかということである。

そのためには、広島県における各地に存在する都市単

位の研究所と、広島部落解放研究所とがどのような一体的な研究活動をすすめるかということが重要である。広島部落解放研究所は、広島県全体を包含する研究所という気持ちで出発したものである。そこを考えると、三次、竹原、三原、府中などにある研究所とどのようにして、一体的なとりくみをすすめる研究の成果を上げるかということである。

その一体化とは、研究所が単一組織として統合するのか、あるいはゆるやかな協議機能を持つものとするのか、いずれであれ、ここに列挙した「欺瞞の事実」を論理的に論破するものでなければならぬ。

いずれ、私としても、これらの課題に応えられるような一定の提案をさせて貰わねばならないと考えている。

それは、運動の「羅針盤」としての役割を整備された研究所によって果たさなければならぬと望むからに他ならない。

さて、その整備についての構想は後日に譲るとして、いよいよ、研究所は、さき程の「欺瞞の事実」を論破するため、研究作業にとりかからねばならない。以下、その点について若干の私見を述べさせて戴くことにする。

## 論点の順序を追って

「第二同対審」論なるものは、九六年地対協「意見具申」が出された直後、あまり深く考えないまま、総保守化に賛成し、自らのその行動を正当化するために、つい口にしたある幹部の言葉が、行詰まった運動をあくまでも正当化しようとする論理として、横行しはじめたものである。

彼らの論理はきわめて単純である。「一般行政に移行すると言っても、直ちに同和行政を打ち切るというのではない。どこまでも同対審を尊重してやっていくべきもの」といった主旨のことが書かれていると、「安堵」の胸をなでおろして、つい口ずさんだ言葉だと想定される。運動に論理の整理をするものがないくて、それをまた運動方針などに書いて「一人歩き」をしまったというのが真相に近かろうと思われる。

研究所の課題としては、この「第二同対審論」という詭弁につづいて、例えば「心理的差別と実態的差別」の問題に対して、唯物論とか観念論とかの哲学の根本問題の水準において、しかもそこにヘーゲル以来の弁証法の論理学を考慮に入れて、九六年地対協「意見具申」を哲学的に分析すべきなのである。

この問題を一つとってみても、相当の研究量となるもので、権力側の画策により、ヌキ足サシ足でしのびよる欺瞞を全国の運動に、広島から正しい情報として発信しなければならぬ。

「広島島の言っていることは、かつて日共が『同対審毒まんじゅう論』を言ったのと同じだ」と苦し紛れに、言い出すものもある。これに対しても、日共の同和行政否定の画策を見破ったのが「同対審完全実施要求」であったわけで、今日、広島島の言っていることは、その同対審の論理を崩されてはならないから九六年地対協「意見具申」を批判しているのであり「第二同対審」論こそ、日共路線にもとづく運動崩壊の画策に乗ったものと言わなければならぬ。日共が、年来の党の方針に不十分なながらも沿ったものと「一般行政への円滑な移行」を評価していることを考えればすぐわかることであろう。

つきなる問題としては第一に、提起している研究課題と関係して、八六年地対協路線として、「同対審が想定していなかった事態がおきてきた」とこれを「お蔵入り」にし、「糾弾闘争」の否定と、「同和関係者の自立」という「部落責任論」を展開してきたことの経過を認識しておかねばならない。そのうえで九六年地対協の「リップサービス」の意図と、それに乗せられた大衆運動のあ

やまちを明確に分析する作業が大事なのである。

第三番目の問題としては、同和教育が政府の意図する「差別と選別」の競争体制に大きくたちはだかるものであり、日本の民主主義と人権、そして平和教育の基底をなすものであることに、権力は大きな警戒心を持ち具体的な攻撃をかけているということである。

これまでは、文部省も同和教育に不熱心であるという程度のものであったが、いよいよこれの破壊工作に出始めたことは、今日の右翼と自民党と文部省の連携プレーを見ればすぐに見抜けるであろう。

その際における広島攻撃の手法が、九六年地対協「意見具申」と「人権教育のための国連十年の国内行動計画」、それに加えて人権擁護推進審議会の「論議内容」の中にうごめいている。

これらをひとまとめにして表現したものが「同和教育の手法でなく、人権教育一般という手法」でやろうとの掛声となっているのである。何故「人権教育一般」がペテンであるのかということの究明が広島の研究所の四番目の課題となる。

広島県はかつて、一九五四年の吉和事件以来、「同和教育はすべての民主主義教育の基底をなすもの」としてきた。その後、日共サイドから、「同和教育は民主教育

の一環をなすもの」と、今日の「人権教育一般」に通ずる論議を展開した。これには、矢田教育差別事件の闘いにも見られるような「同和教育は重要だけれど、権力が推進することには反対」だとの口実でさぼろうとしたあの差別キャンペーンと共通するものを見ることができ、当然のことながら、全国運動において、これを克服してきたわけである。

部落差別は、その他の人権諸課題とくらべて、外形上、わかりにくいのが、たしかに人びとの觀念の中には、今日社会に具体的分裂支配政策として効用のある一定の「生きもの」として存在している。この外形上、インビジュアルなもの、どう見抜くかというところに同和教育の奥行き深さがある。これを見抜く力がつけば、容易に他の差別を見抜き対処することができる。いま広島あたりでは、すべての差別と闘う運動の先頭に部落解放運動が位置していることと、その理論的分析にも対処していることを考えてみると、そこはうなずけるというものである。

究極において、「同和教育を人権教育一般」へと主張する九六年地対協と、人権擁護推進審議会の「論議」は、すべての人権を「霧」につつんで見えなくしてしまうことに他ならない。

その「霧」が国民全体をおおいつくしてしまふまゝに、肝心の部落解放運動が、その「霧」につつまれてしまつたという状況である。勿論、日共は党略として、その「霧」の出現を強く期待してきたというわけである。

第四番目の問題としては、部落史に関する課題である。総保守化体制の恐ろしさは、ついに部落史のことについてまで、その食指を動かすことになった。「差別は単なる観念の亡霊ではない」というところまで折角「同対審答申」として言わしめたのに、肝心の運動側が「差別の本質は観念である」と言うようになった。奈良県連がそれを主に主張し、この県連をして、中央本部も「大分同調してくれるようになった」という意味の評価をするようになった。

いわゆる「部落史の見直し」という言葉で表現されるような出版物が、解放出版社の手によってつきつきに出されるといふ現象も、これに照応したものである。

こうして、部落史は、差別の実態と観念をつくりだす権力との関係ではなく、民衆の間人としての「悪さ」から説明する差別観念に次第に集約された問題としてしまふことになる。

部落差別の本質を「市民的権利」の問題として、就職とか教育とか環境とかの実態と、それを取り除く主体的

力量の問題としではなく、差別を肯定する観念の問題、これに抵抗することもなく世間の同情をかい、ひたすら理解を求めようとする被差別側の観念の問題に帰一する方向に論理をまとめようとしている。

このあたりの論理的矛盾を歴史の法則に照らして研究する次元において探究しなければならぬ。その歴史の法則のなかに部落なるものが、どのように位置付けられるべきかということである。

部落差別はごく常識的にみても、分裂支配政策であることは明らかである。分裂支配政策なら、一般と部落の間を分裂させ、そしてさらに念を入れようと思えば、部落内をも分裂させることが大事である。それには部落内に身分的秩序をつけることも考えられようが、経済的な優劣をつけることでも、その機能を果たそうとする。単純な場合には、身分差別の矛盾が比較的早く見抜かれるということにもなるが、その経済的優位性を、ときには一般地区の豊かなものにくらべても、なお遜色のない程度にしておけば、ますます身分差別のからくりは、わかりにくいものになってくる。

江戸時代にあつても、あるいは明治初期にあつても、部落の人が一般地区より多くの土地を所有しているものがあつた。それは、部落なるがゆゑに貧乏なのではない、

まじめに働かないから貧乏なのだという考え方を徹底させるために、効果的な視聴覚教材ということになる。

そのものズバリの効き目が総保守化体制となって頭をもたげてきたというべきである。水平社以来、部落解放委員会を経過し、部落解放同盟となって、運動と共に理論が深められ次第に差別を単なる観念とみるあやまちを克服してきた。だが、それを一挙に転覆しようとする動きが「部落史の見直し」というものである。

研究所は、これを歴史の事実には照らして、しかも、解放運動の前進に灯りが見えてくるようにしなければならぬ。おおざっぱに言って、研究所はこのような任務を担うものである。

## おわりに

こまかく列挙すれば限りないほどの項目を研究課題としてあげることができらるであろう。

研究会組織の全国的統一か、もしくは有機的連携を意識にとりくむか。いずれにしても、これから本格的な研究活動ということになれば、組織的課題を解決しなければならぬであろう。

その上に立って、今日までの宗教部会、歴史・理論部

会、啓発・運動部会、人権・行政部会、教育・地域部会といった各部会別の研究活動を軌道に乗せることである。それを総括的に舞台まわしをしようというのが青木先生を中心とする研究部なるものである。

本稿において、宗教部会が究明する課題については列挙しなかった。それは、すでに軌道に乗っていることもあるが、この部会の活動というのは、社会の矛盾、部落差別のような大きな総論的研究項目となるからで、総保守化のすぐれて今日的なことを列挙する本稿では割愛した。

しかし、最後の段階で言っておかねばならないことは、部落解放とか同和教育を人権一般、人権教育一般に持ち込んで、問題をぼかしていこうとの支配者の画策も、この社会矛盾と宗教論、人間論の洞察が十分であれば、そもそも、そんな考えをおこしやうがないのである。

われわれはいま、特に広島においては、「経済の二重構造」「金融危機」の問題などとの関係において、部落差別からくる人間疎外、自己疎外の現状をとらえようとしている。

つまり、部落解放を徹底的に理論化することによって、人間の究極に迫ろうとしており、それが充足されるようになると、女性差別、民族差別、エイズの差別など、さ



さまざまな個別的課題を、一度は人権一般にパラフレーズ  
することが出来るからである。

